

いと予測する。

表 8-3-7-9 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	市町村名	名称	所在地	計画施設	改変の程度
21	喬木村	熊野古墳	阿島	工事施工ヤード	一部改変
22		おくまんのん遺跡	阿島	工事施工ヤード	一部改変
24		阿島北遺跡	阿島	工事施工ヤード	一部改変
25		土井場遺跡	阿島	工事施工ヤード	一部改変
38	飯田市	座光寺石原遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
45		五郎田遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
46		中羽場遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
56		欠野2号古墳	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
65		的場遺跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
66		西浦遺跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
67		ママ下遺跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
72		権現砦跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
73		飯沼城跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
76		欠野遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
87		城山城跡	丸山町	工事施工ヤード	一部改変
92	阿智村	萩の平	清内路	工事施工ヤード	一部改変

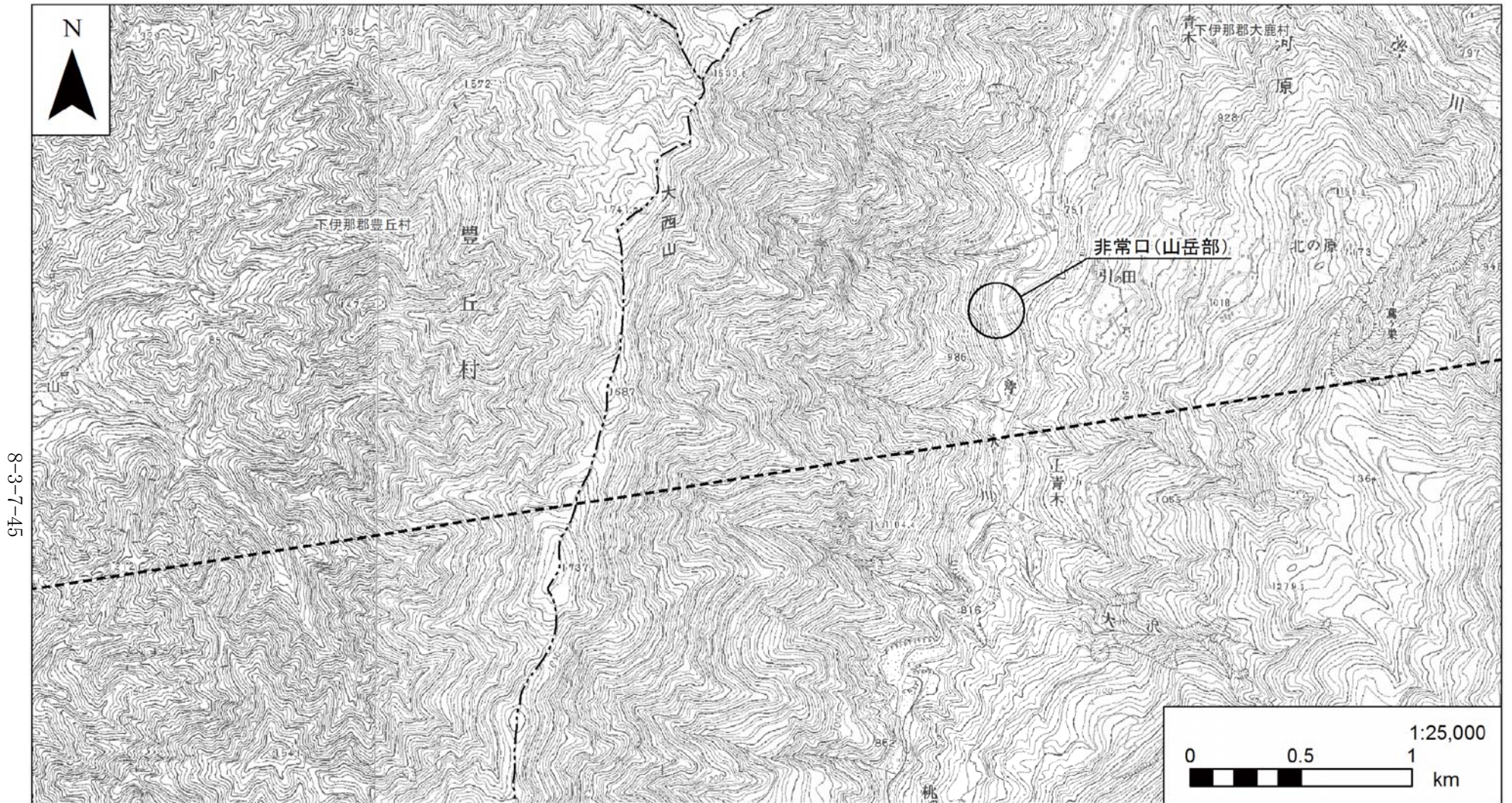


凡例

- 計画路線 (トンネル部)
- 計画路線 (地上部)
- 工事用道路
- 県境
- ..... 市区町村境
- 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5(1) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



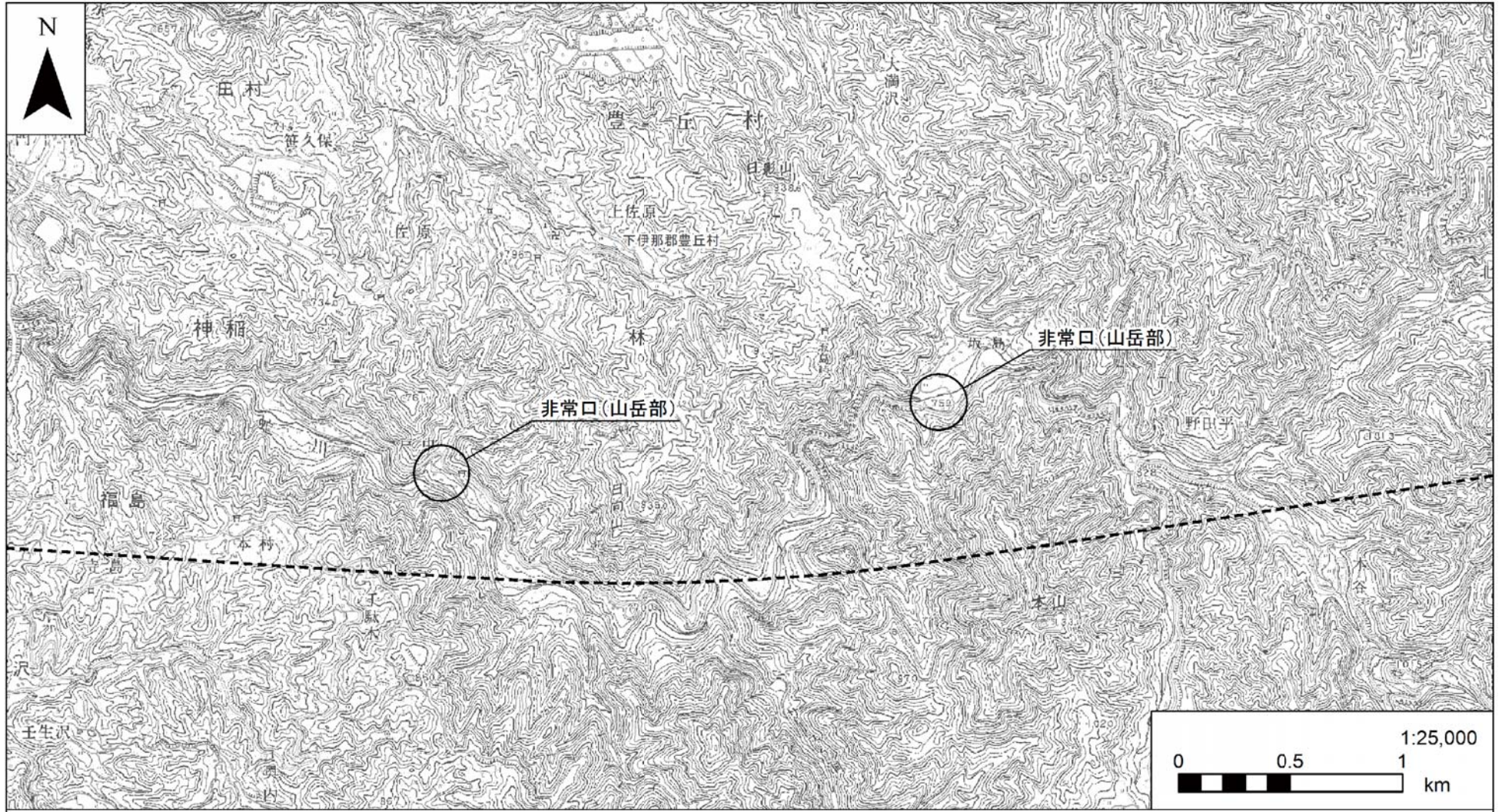


8-3-7-45

- 凡例
- 計画路線（トンネル部）
  - 計画路線（地上部）
  - 工事用道路
  - - - 県境
  - · - · - 市区町村境
  - 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (2) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

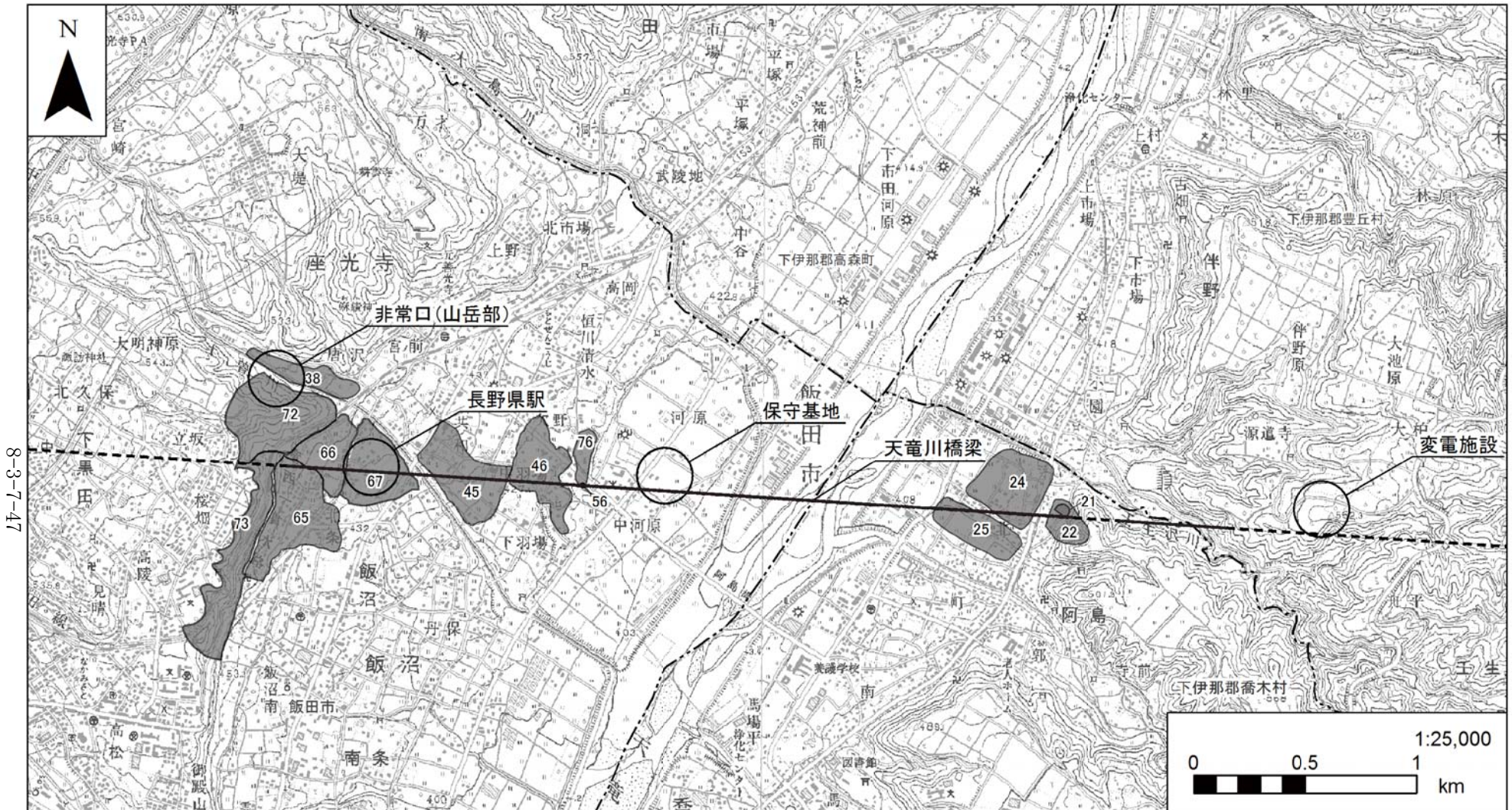




- 凡例
- 計画路線（トンネル部）
  - 計画路線（地上部）
  - 工事用道路
  - - - 県境
  - · - · - 市区町村境
  - 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (3) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況





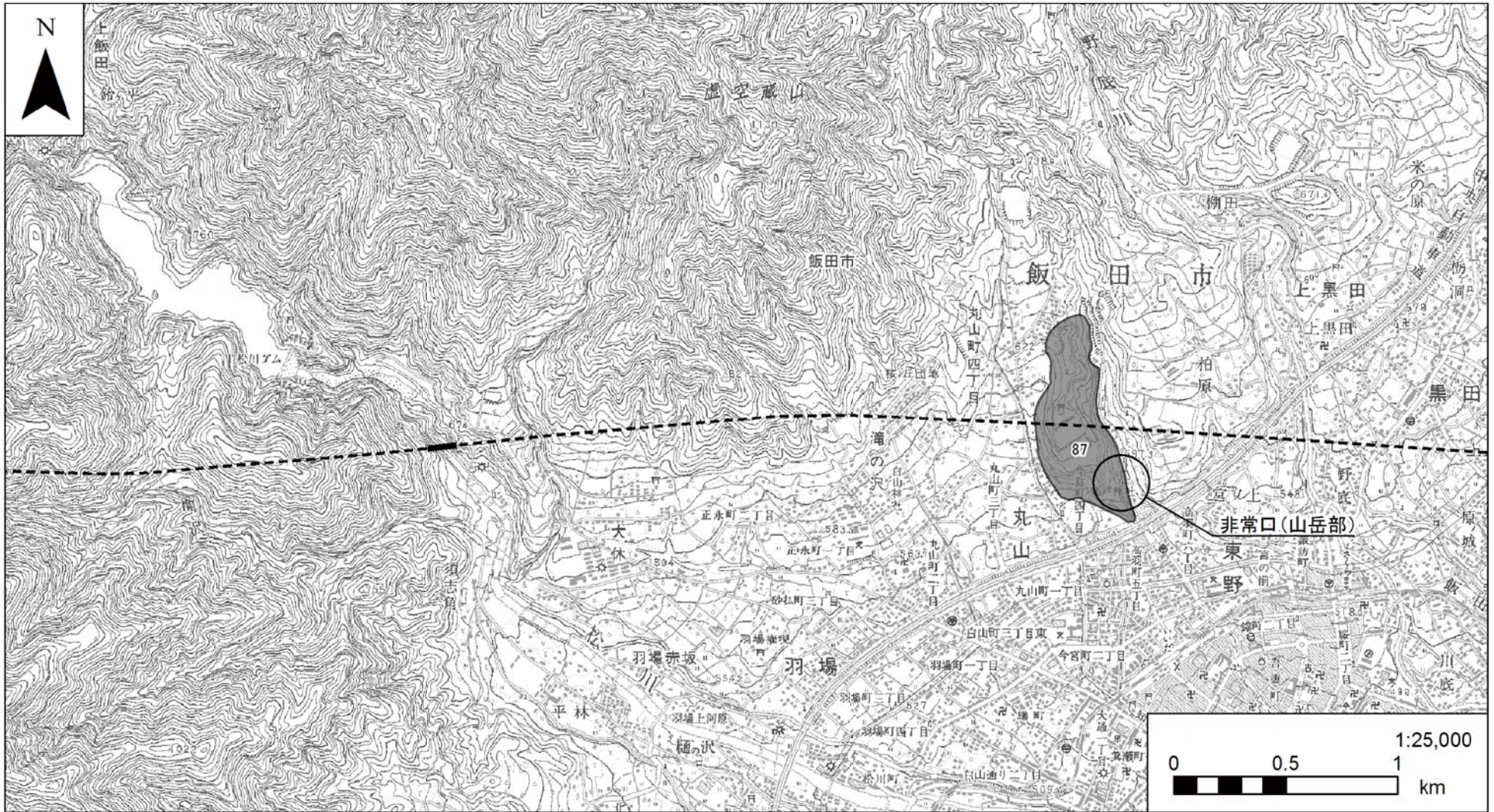
8-3-7-47

凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 工事用道路
- 県境
- 市区町村境
- 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (4) 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



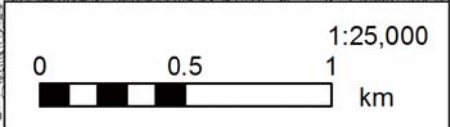
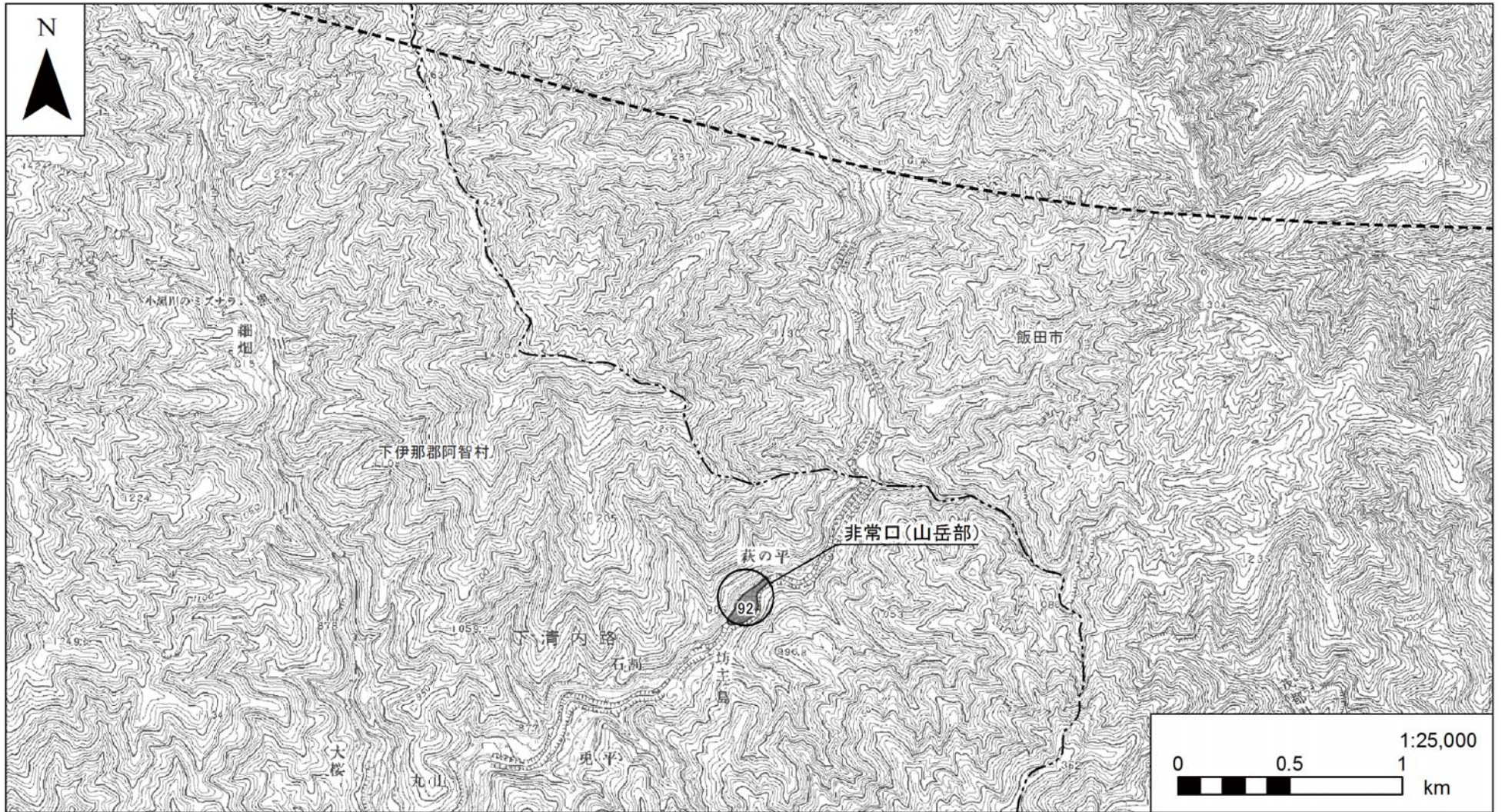


凡例

- 計画路線 (トンネル部)
- 計画路線 (地上部)
- 工事用道路
- 県境
- 市区町村境
- 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (5) 変更の可能性がある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

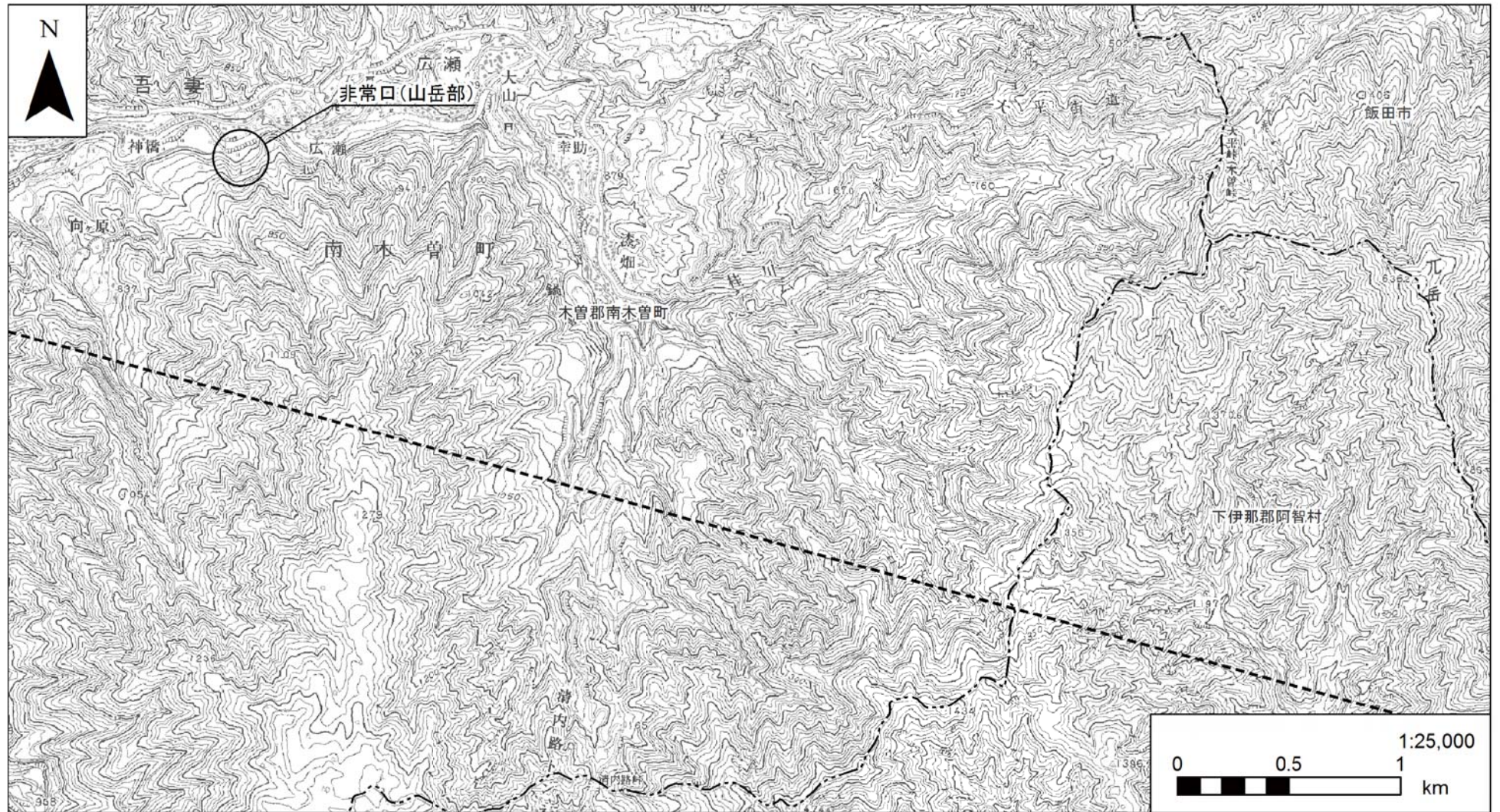




- 凡例
- 計画路線（トンネル部）
  - 計画路線（地上部）
  - 工事用道路
  - - - 県境
  - · - · - 市区町村境
  - 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (6) 変更の可能性がある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



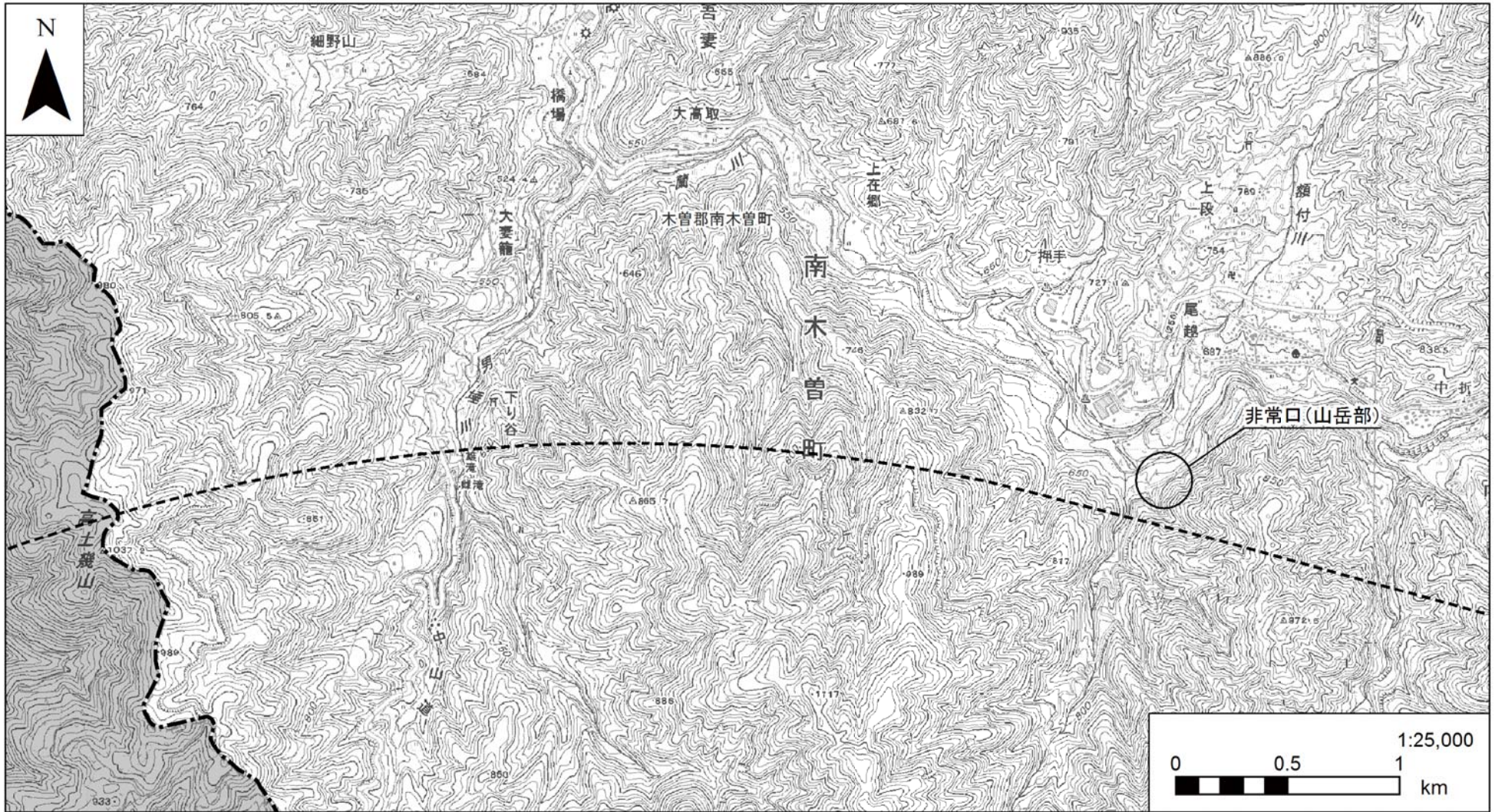


凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 工事用道路
- - - 県境
- · - · 市区町村境
- : 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (7) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況





- 凡例
- 計画路線 (トンネル部)
  - 計画路線 (地上部)
  - 工事用道路
  - 県境
  - 市区町村境
  - : 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-5 (8) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



## イ. 環境保全措置の検討

### 7) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を、表 8-3-7-10 に示す。

**表 8-3-7-10 環境保全措置の検討の状況**

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
変更区域をできる限り小さくする	適	工事の施工範囲をできる限り小さくすることにより、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の採用	適	文化財への影響を考慮した適切な構造、工法等を検討し、採用することで、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は自治体等、関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

### 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による文化財に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「変更区域をできる限り小さくする」「適切な構造及び工法の採用」「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-3-7-11 に示す。

**表 8-3-7-11(1) 環境保全措置の内容**

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	変更区域をできる限り小さくする
	位置・範囲	文化財の変更区域
	時期・期間	計画時及び工事中
環境保全措置の効果	工事の施工範囲をできる限り小さくすることにより、文化財の変更区域を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	



表 8-3-7-11(2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	適正な構造及び工法の採用
	位置・範囲	文化財の改変区域
	時期・期間	計画時及び工事中
環境保全措置の効果	適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-7-11(3) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施
	位置・範囲	文化財の改変区域
	時期・期間	工事前
環境保全措置の効果	事前に埋蔵文化財の範囲や性格等を明らかにし、自治体など関係箇所と調整のうえ、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することで、影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-7-11(4) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処
	位置・範囲	文化財の発見位置
	時期・期間	調査中及び工事中
環境保全措置の効果	法令に基づき、必要な届出を実施し、適切に対処することで文化財への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

り) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は、表 8-3-7-11 に示したとおりである。環境保全措置を実施することで、文化財に係る環境影響が回避又は低減される。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響は小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。



## エ. 評価

### 7) 評価の手法

#### a) 回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

### 1) 評価結果

#### a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る文化財への影響を回避又は低減させるために表 8-3-7-11 に示した環境保全措置を確実に実行することから文化財へ及ぼす影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。



#### 4) 鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在

##### ア. 予測

##### ア) 予測項目

予測項目は、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響とした。

##### イ) 予測の基本的な手法

鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失又は改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。

##### ウ) 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設及び保守基地を対象とし、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅はルート上、非常口（山岳部）は図示した円の中心から半径 100m 及び 150m、変電施設、保守基地は半径 200m の範囲を改変の可能性のある範囲とした。

##### エ) 予測地点

予測地域において、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲内に文化財が存在する地点とした。

##### オ) 予測対象時期

鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の完成時とした。

##### カ) 予測結果

予測地域において、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲内に存在する文化財を、表 8-3-7-12 及び図 8-3-7-6 に示す。

指定等文化財は、回避する計画としているため、指定等文化財への影響はないと予測する。

また、埋蔵文化財包蔵地の内、東山道を通じて畿内から東国に入る玄関口に位置し、奈良・平安時代に栄えた伊那郡衙を含み、日本最古の貨幣である「富本銭」及び「和同開珎（銀銭）」などが出土している恒川遺跡群は、現状で、他の埋蔵文化財包蔵地と同列の位置付けであるが、国史跡の指定に向けて手続きが進んでいることから、図 8-3-7-2(4)に示すとおり同遺跡群全域を回避する計画とした。



一方、16箇所の埋蔵文化財包蔵地において鉄道施設を設置することから、それらの埋蔵文化財包蔵地の一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法等の関係法令に基づく関係機関への手続き、適切な措置を講ずることから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

表 8-3-7-12 改変の可能性のある範囲内に存在する埋蔵文化財包蔵地

地点番号	地域	遺跡名称	所在地	計画施設	改変の程度
21	喬木村	熊野古墳	阿島	山岳トンネル、高架橋	一部改変
22		おくまんのん遺跡	阿島	山岳トンネル、高架橋	一部改変
24		阿島北遺跡	阿島	高架橋	一部改変
25		土井場遺跡	阿島	高架橋	一部改変
38	飯田市	座光寺石原遺跡	座光寺	非常口(山岳部)	一部改変
45		五郎田遺跡	座光寺	高架橋、地上駅	一部改変
46		中羽場遺跡	座光寺	高架橋	一部改変
56		欠野2号古墳	座光寺	高架橋	一部改変
65		的場遺跡	上郷飯沼	高架橋、地上駅	一部改変
66		西浦遺跡	上郷飯沼	高架橋、地上駅	一部改変
67		ママ下遺跡	上郷飯沼	地上駅	一部改変
72		権現砦跡	上郷飯沼	高架橋、非常口(山岳部)	一部改変
73		飯沼城跡	上郷飯沼	高架橋	一部改変
76		欠野遺跡	座光寺	高架橋	一部改変
87		城山城跡	丸山町	非常口(山岳部)	一部改変
92	阿智村	萩の平	清内路	非常口(山岳部)	一部改変





凡例

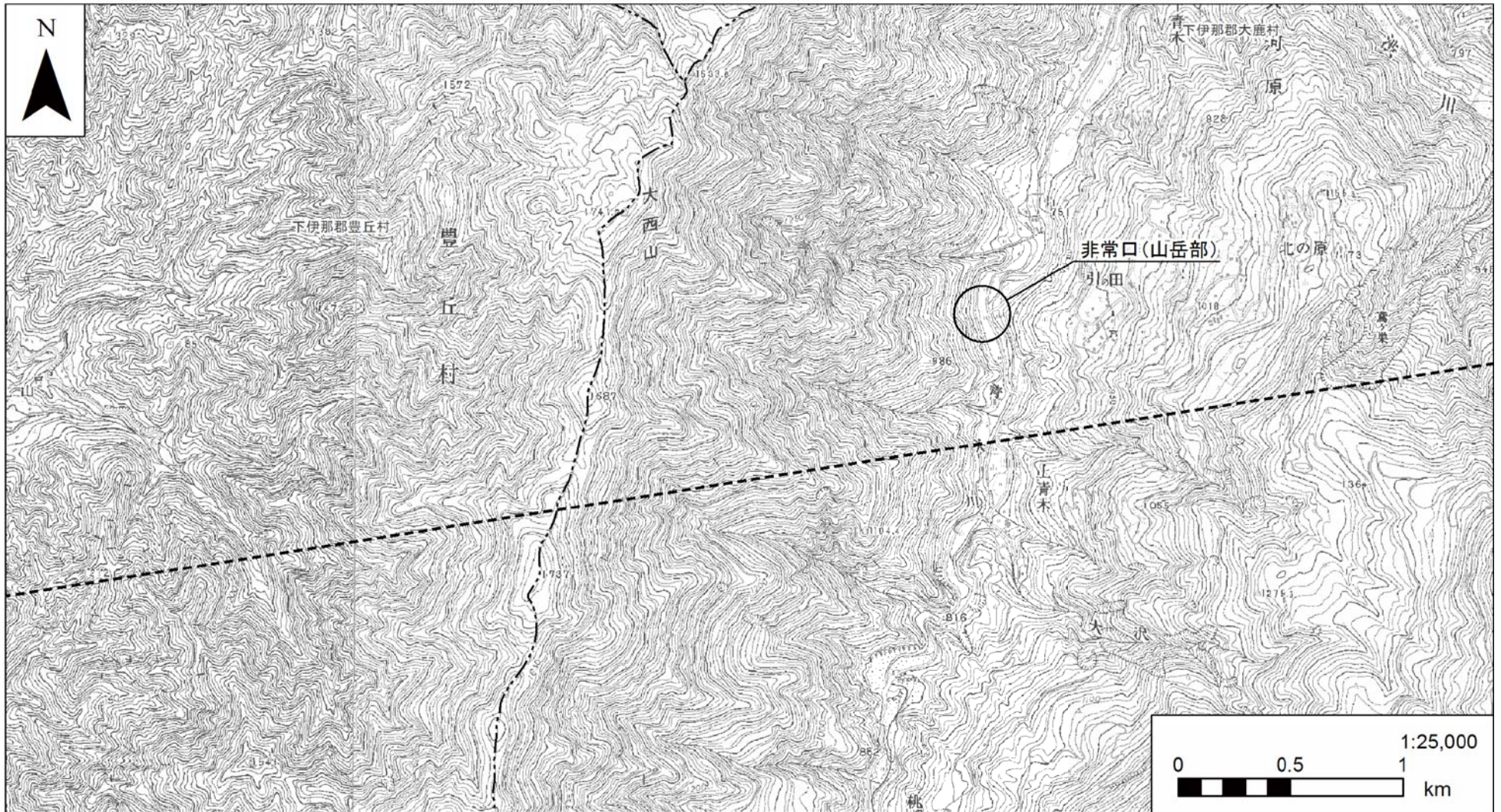
- 計画路線 (トンネル部)
- 計画路線 (地上部)
- 工事用道路
- 県境
- ..... 市区町村境

埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6(1) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



8-3-7-58



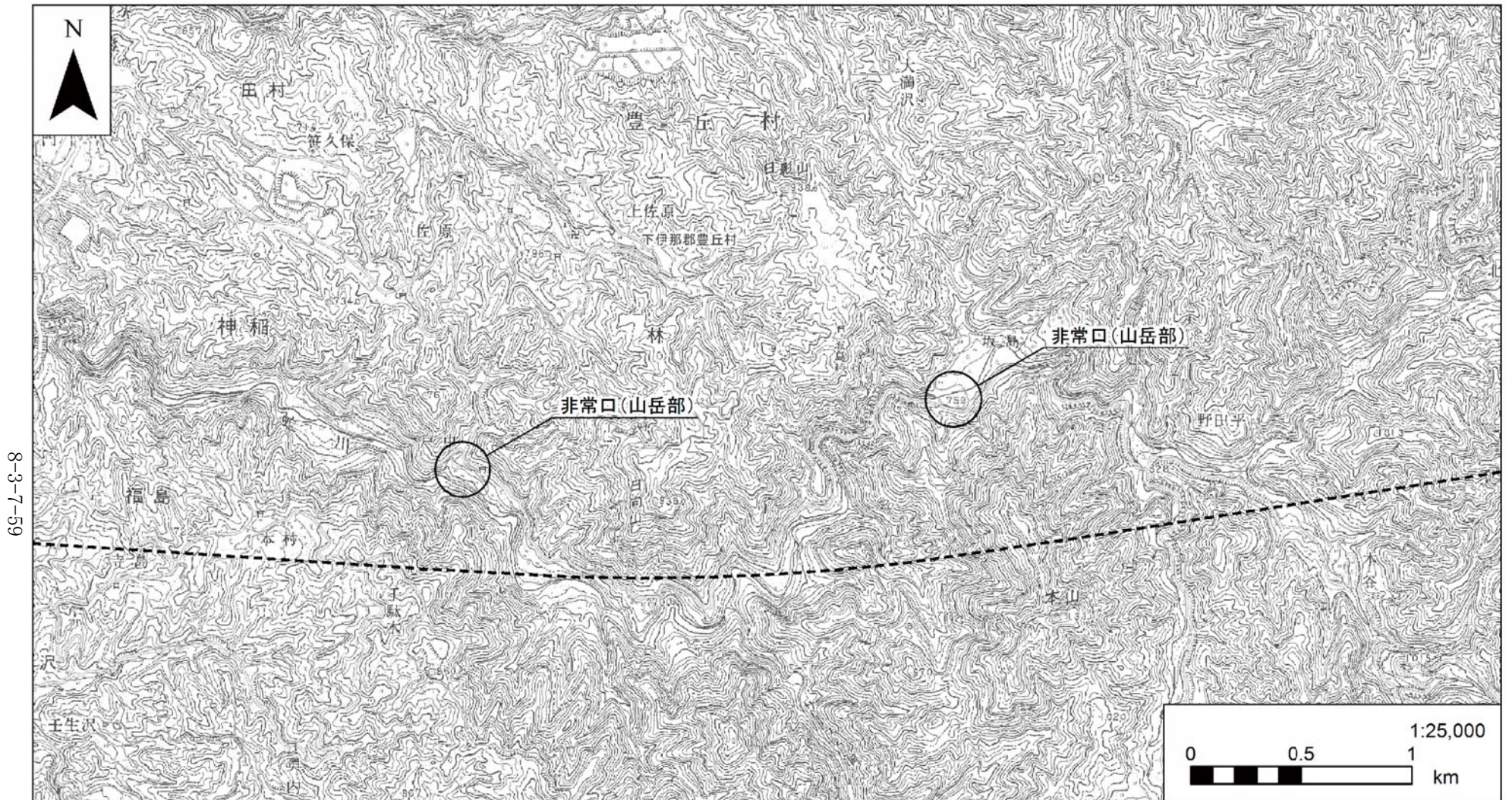
凡例

- 計画路線 (トンネル部)
- 計画路線 (地上部)
- 工事用道路
- - - 県境
- ..... 市区町村境

埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (2) 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



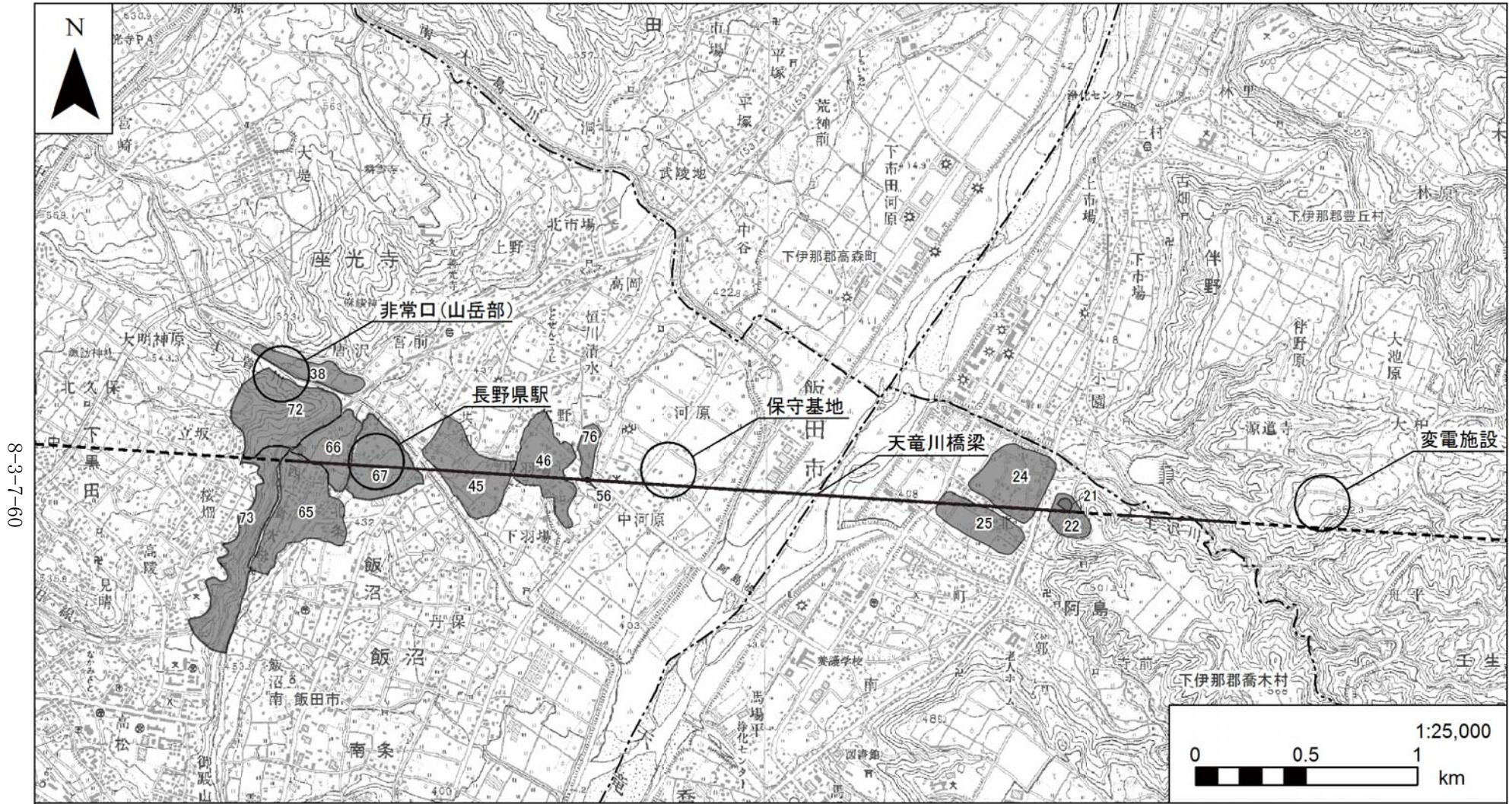


8-3-7-59

- 凡例
- 計画路線（トンネル部）
  - 計画路線（地上部）
  - 工事用道路
  - - - - 県境
  - ..... 市区町村境
  - 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (3) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



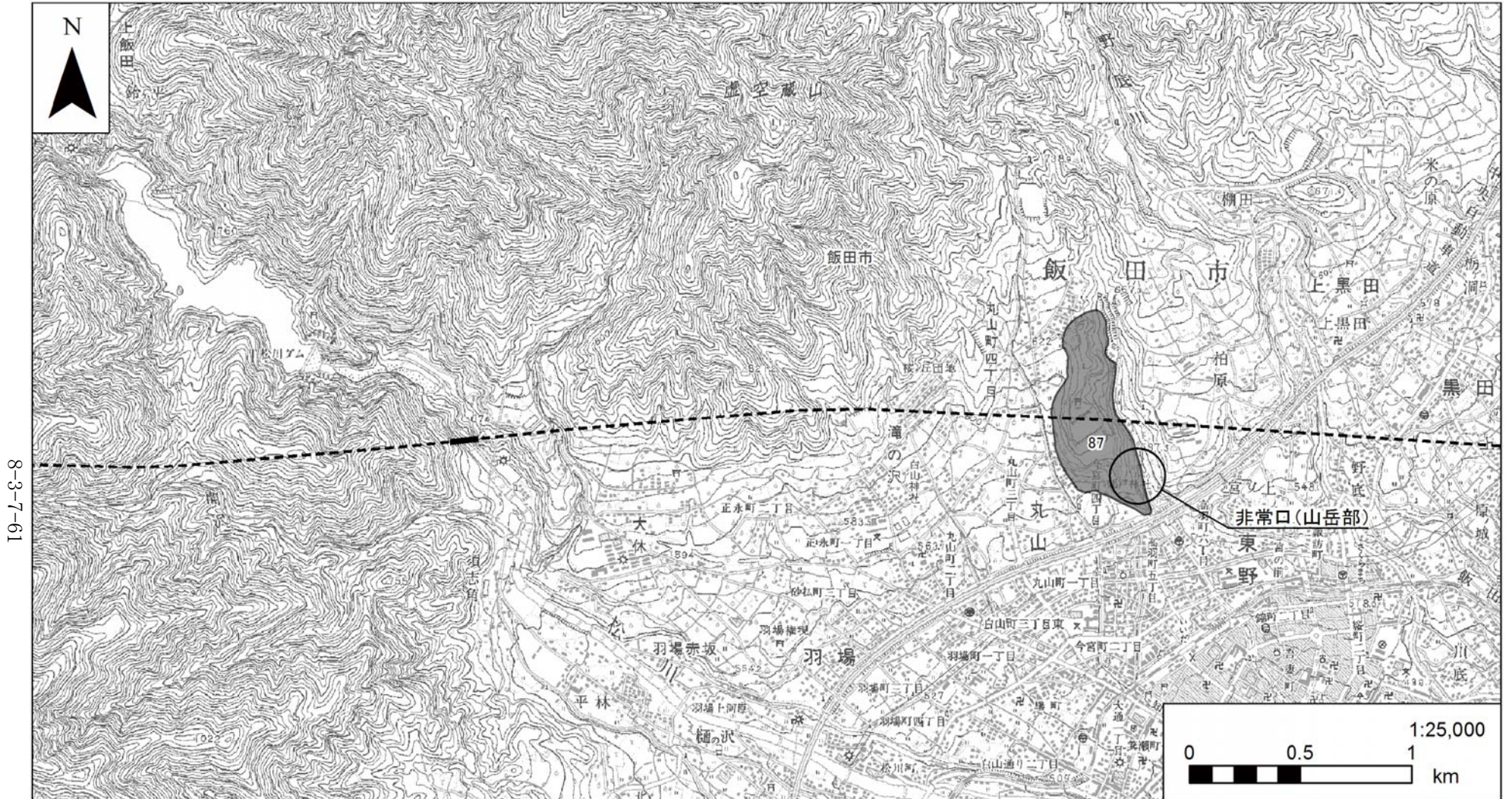


8-3-7-60

- 凡例
- 計画路線（トンネル部）
  - 計画路線（地上部）
  - 工事用道路
  - 県境
  - - - - - 市区町村境
  - 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (4) 変更の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況





8-3-7-61

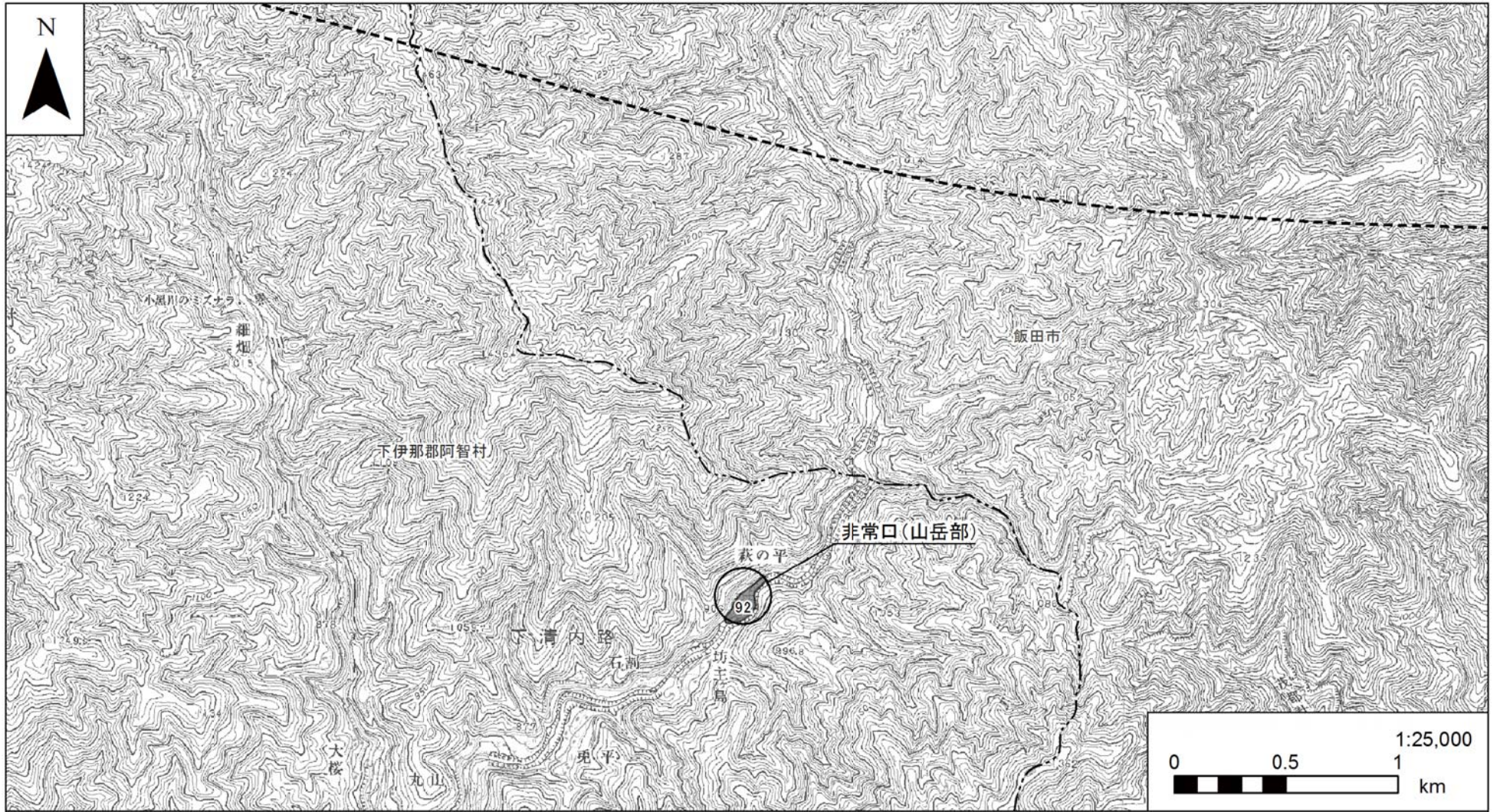
凡例

- 計画路線 (トンネル部)
- 計画路線 (地上部)
- 工事用道路
- 県境
- 市区町村境

■ 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (5) 変更の可能性がある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

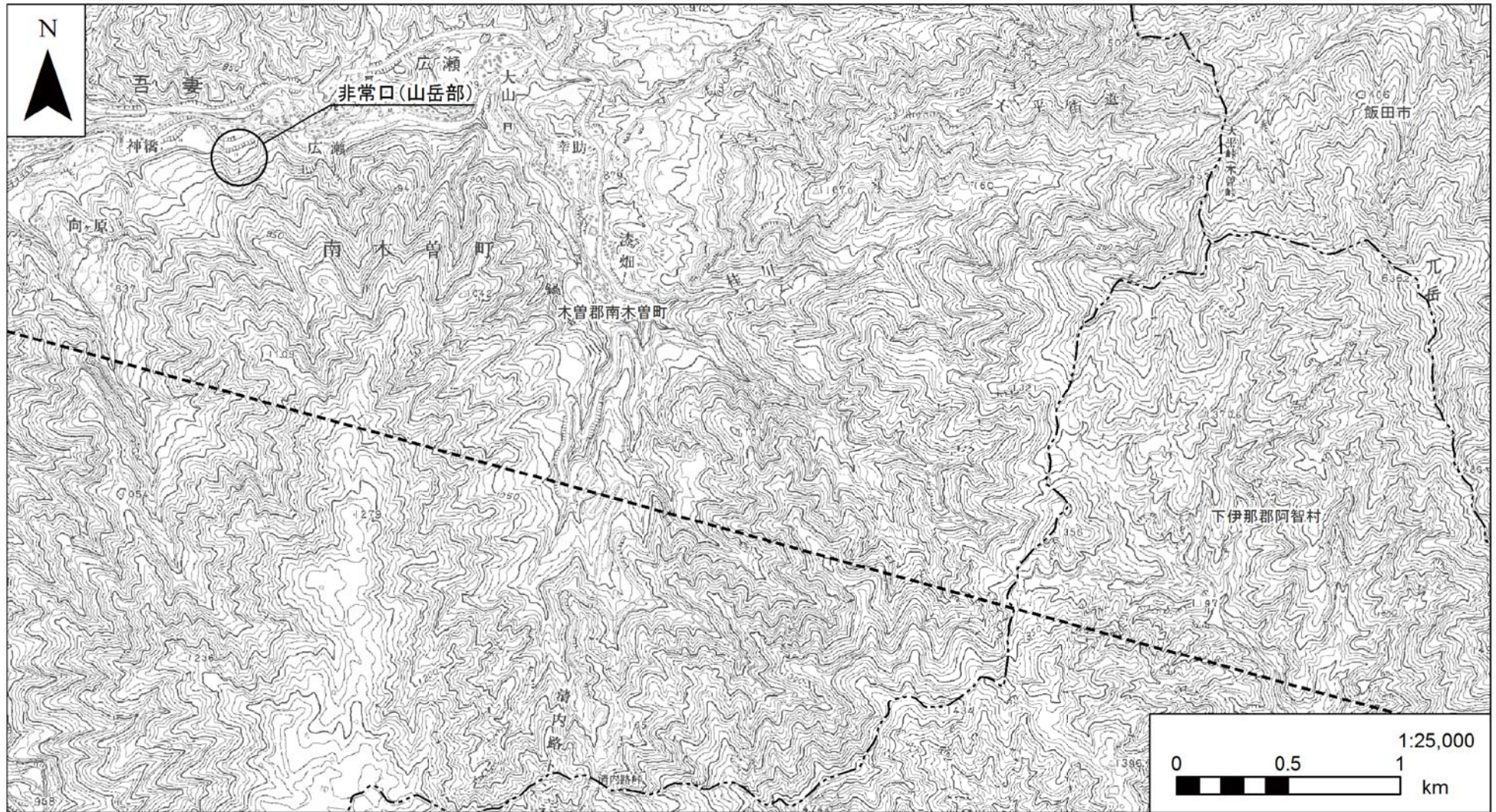




- 凡例
- 計画路線 (トンネル部)
  - 計画路線 (地上部)
  - 工事用道路
  - - - - 県境
  - · - · - 市区町村境
  - 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (6) 変更の可能性がある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



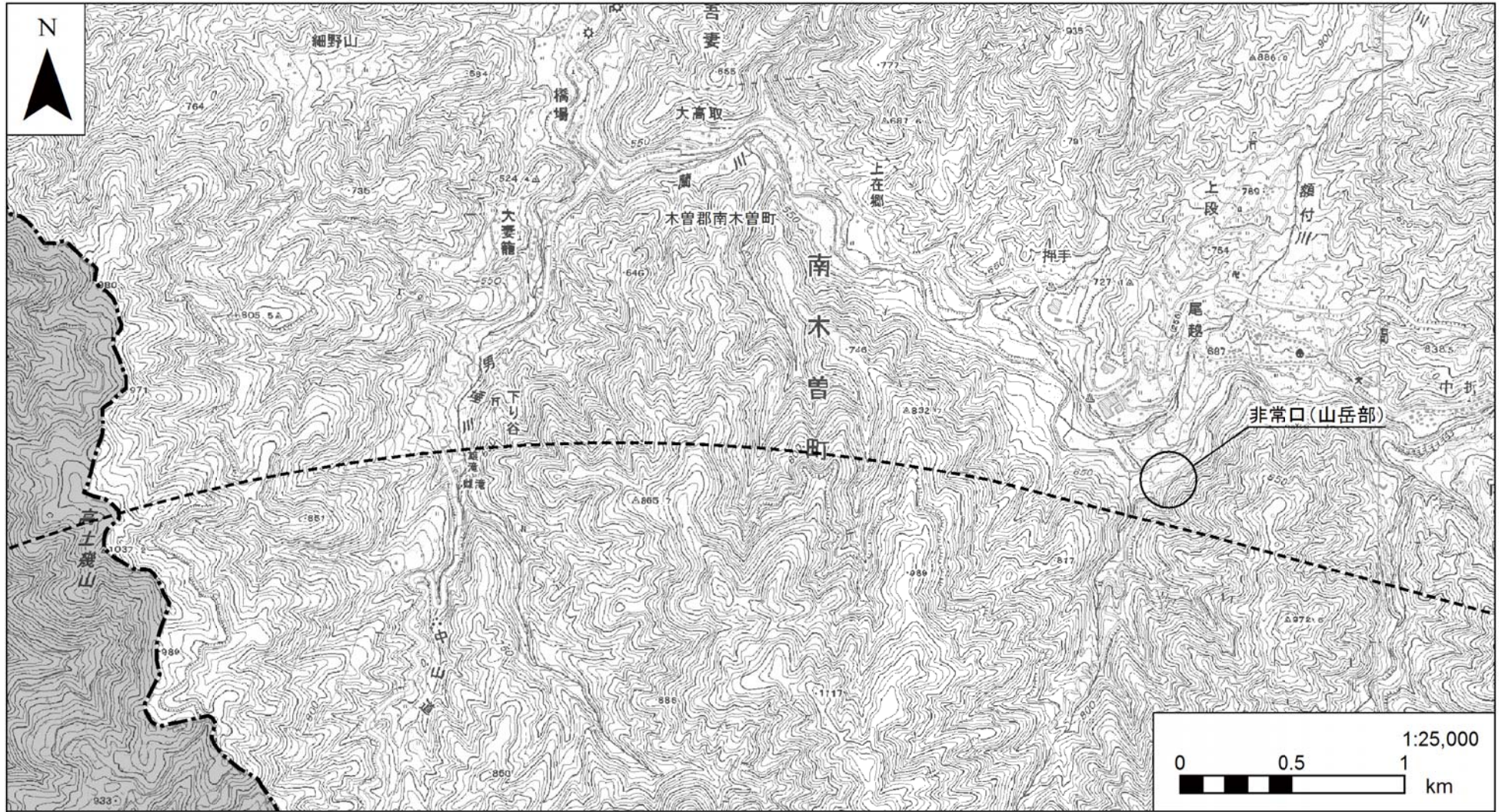


- 凡例
- 計画路線（トンネル部）
  - 計画路線（地上部）
  - 工事用道路
  - - - - 県境
  - 市区町村境
  - : 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (7) 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



8-3-7-64



凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 計画路線（地上部）
- 工事用道路
- - - - 県境
- · - · - 市区町村境
- : 埋蔵文化財包蔵地

図 8-3-7-6 (8) 変更の可能性がある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況



## イ. 環境保全措置の検討

### 7) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を、表 8-3-7-13 に示す。

**表 8-3-7-13 環境保全措置の検討の状況**

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
変更区域をできる限り小さくする	適	工事の施工範囲をできる限り小さくすることにより、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の採用	適	文化財への影響を考慮した適切な構造、工法等を採用することで、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

### 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「変更区域をできる限り小さくする」「適切な構造及び工法の採用」「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-3-7-14 に示す。

**表 8-3-7-14(1) 環境保全措置の内容**

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	変更区域をできる限り小さくする
	位置・範囲	文化財の変更区域
	時期・期間	計画時及び工事中
環境保全措置の効果	工事の施工範囲をできる限り小さくすることにより、文化財の変更区域を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	



表 8-3-7-14(2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	適正な構造及び工法の採用
	位置・範囲	文化財の改変区域
	時期・期間	計画時及び工事中
環境保全措置の効果	適切な構造及び工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-7-14(3) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施
	位置・範囲	文化財の改変区域
	時期・期間	工事前
環境保全措置の効果	事前に埋蔵文化財の範囲や性格等を明らかにし、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することで、影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-7-14(4) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処
	位置・範囲	文化財の発見位置
	時期・期間	調査中及び工事中
環境保全措置の効果	法令に基づき、必要な届出を実施し、適切に対処することで文化財への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

り) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は、表 8-3-7-14 に示したとおりである。環境保全措置を実施することで、文化財に係る環境影響が回避又は低減される。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響は小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。



## エ. 評価

### 7) 評価の手法

#### a) 回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

### 1) 評価結果

#### a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響を回避又は低減させるために、表 8-3-7-14 に示した環境保全措置を確実に実行することから文化財へ及ぼす影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がされていると評価する。